



子供の しあわせのために

① 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子供を育てている方や、子供を育てている父又は母に一定の障害があるときに支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

② 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害のある子供を育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

③ ひとり親家庭等医療費支給

ひとり親家庭や父又は母に一定の障害がある家庭などに対し、医療費の一部が支給される制度です。申請を受け付けた日から支給の対象になります。

④ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない20歳未満の子供、寡婦（かつて母子家庭の母であった人）及び母子家庭・父子家庭又は寡婦の子供に各種資金をお貸しする制度です。

申請はお住まいの市・区役所、町村役場で受け付けています。
お問い合わせは……

①、②はお住まいの市・区役所、町村役場、

又は県庁少子政策課（☎ 048-830-3337）へ

③はお住まいの市・区役所、町村役場へ

④はお住まいの市・区役所、町村役場、又は県福祉事務所へ



令和5年度
埼玉県

① 兒童扶養手當

手当を受けられるのは……？

この手当は、次のいずれかに該当する子供を育てている父又は母、若しくは主として生計を維持する養育者に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した子供
 - ・父又は母が死亡した子供
 - ・父又は母に一定の障害（「父又は母の障害の基準」のいずれかに該当）がある子供
 - ・父又は母の生死が明らかでない子供
 - ・父又は母に1年以上遺棄されている子供
 - ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子供
 - ・父又は母が法令により1年以上拘禁されている子供
 - ・母が婚姻によらないで懐胎した子供

※婚姻には、婚姻届を提出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（内縁関係など）を含みます。

手当を受けられないのは……？

この手当は、次のような場合には受けられません。

- ・申請する方や子供が日本国内に住所を有しないとき。
 - ・子供が児童福祉施設等（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき。

子供とは……？

18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障害（「子供の障害の基準」のいずれかに該当）のある場合は20歳未満までです。

手当の金額は……？

令和5年度の手当は1年に6回、5月（3～4月分）、7月（5～6月分）、9月（7～8月分）、11月（9～10月分）、1月（11～12月分）、3月（1～2月分）に2か月分ずつ支払われます。

子供の人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	44,140円	44,130円～10,410円
2人目加算額	10,420円	10,410円～5,210円
3人目以降加算額	6,250円(1人につき)	6,240円～3,130円(1人につき)

一部支給の手当額は、次の計算式に基づき決定されます。

※1 ※2

第1子 44,140 - {(受給者の所得額 - 全部支給の所得制限額) × 0.0235804 + 10円}

第2子 10,420 - { (受給者の所得額 - 全部支給の所得制限額) × 0.0036364 + 10円 }

第3子以降 $6,250 - \{(受給者の所得額 - 全部支給の所得制限額) \times 0.0021748 + 10\}$

ただし、下線部分は、10円未満四捨五入

*1 収入から必要経費（給与所得控除等）の控除を行い、養育費（注）の8割相当を加算した額です。

※2 所得制限額は、下の表に定めるとおり、扶養親族等の数に応じて額が変わります。

(注) 養育費→受給者が父又は母の場合、父又は母及び子供が、子供の養育に必要な経費として子供の母又は父から受け取った金銭等です。

所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

所得制限額（令和5年度）

所得制限額未満の場合、全部支給又は一部支給となります。ここでいう所得は収入と異なります。（上記※1参照）一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。

扶養 人数	本 人		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円

(注) 受給資格者になられた方は、毎年8月1日から8月31日までの間に現況届の提出が必要です。この届の提出がないと、11月分以降の手当が受けられなくなります。

父又は母の障害の基準（児童扶養手当）

（父又は母の障害の基準）

一 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ○・○三以下のもの

ロ 一眼の視力が○・○四、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの

二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの

二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四 両上肢のすべての指を欠くもの
五 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
七 両下肢を足関節以上で欠くもの
八 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの

※児童扶養手当法施行令別表第二より
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

子供の障害の基準（特別児童扶養手当）

（一級）

一 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ○・○三以下のもの

ロ 一眼の視力が○・○八、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの

二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四 両上肢のすべての指を欠くもの
五 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
七 両下肢を足関節以上で欠くもの
八 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
十 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十一 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十二 体幹の機能に著しい障害を有するもの
十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害をするもの
十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（二級）

一 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ○・○七以下のもの

ロ 一眼の視力が○・○八、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が五度以下のもの

二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
三 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に平衡機能に著しい障害を有するもの
四 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しくの機能を欠くもの
五 両耳の聴力レベルが音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
六 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
七 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
八 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十一 体幹の機能に歩くことができない程度の障害をするもの
十二 一下肢を足関節以上で欠くもの
十三 体幹の機能に歩くことができない程度の障害をするもの
十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害をするもの
十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は长期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令
別表第三より